

# 東京都テコンドー協会 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、東京都テコンドー協会（以下「協会」という。）といい、東京都におけるテコンドー競技を代表する団体である。略称を T.T.A. という。

(事務局)

第2条 協会は、会長の指定するところに事務局を置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、東京都におけるテコンドー競技の健全な普及進行を図るとともに、競技力の向上、都民の体力向上、健康の増進、相互のコミュニケーションの発展に寄与し、その隆盛に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) テコンドーに関する調査研究をすること
- (2) テコンドーに関する競技規則の制定、普及すること
- (3) 東京都内におけるテコンドーの普及、指導、競技力を向上すること
- (4) 東京都内における各種テコンドー競技大会を開催すること
- (5) 東京都内に関する審判員、指導員を養成すること
- (6) この他、この協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと

## 第3章 組織

(協会)

第5条 協会は、各種活動の円滑な推進をはかるため、市区町村協会を置く。

(会員)

第6条 協会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 協会の目的及び事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 協会の事業を援助する個人又は団体
- (3) 常任理事会において認められた個人

(加盟手続)

第7条 協会に加盟するために次の書類を提出し、常任理事会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申込書
- (2) その他必要な書類

(退会等)

- 第8条 協会を退会しようとするときは、その理由を付して会長に退会届を提出しなければならない。
- 2 協会の会員として不相当と認められるときは、常任理事会の議決を経てこれを取り消すことができる。

#### 第4章 役員

(役員)

第9条 協会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	若干名
常任理事	若干名
理事	10名以上30名以内
監事	2名

- 2 前項の他に名誉会長、顧問、参与、評議員等を置くことができる。

(役員を選任)

第10条 協会の役員は次のとおり選出する。

- (1) 会長、副会長は常任理事会の推薦による。尚会長、副会長は理事を兼務する。
- (2) 理事は次により選出され、常任理事会の承認を得て就任する。
  - ア 会長の推薦を受けた者
  - イ 常任理事の推薦を受けた者
  - ウ 会長の委嘱による者
- (3) 理事長、副理事長は理事の互選とする。
- (4) 常任理事は理事長が理事の中から指名した者とする。
- (5) 監事は常任理事会が指名した者とする。

(役員職務)

第11条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は協会を代表し、業務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に業務遂行上差支えがあった場合は、その職務を代行する。
- (3) 理事長は、協会の業務を掌握し、執行する。会長、副会長に業務遂行上差支えがあった場合は、その職務を代行する。

- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に業務遂行上差支えがあった場合は、その職務を代行する。
- (5) 常任理事は常任理事会を組織し、緊急を要する等の理由により、理事会を開催することが困難な場合、協会の業務を審議し執行する。
- (6) 監事は協会の業務及び会計を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまではなお職務を行う。

(役員解任)

第13条 役員で本協会の役員として相応しくない行為があったとき、又は特別の事情がある場合は、その任期中であっても常任理事会の議決により、これを解任することができる。

(禁止行為等)

第14条 協会役員は次に挙げる行為等を禁止する。ただし、協会の常任理事会の承認を得ている場合はこの限りでは無い。

- (1) 社団法人全日本テコンドー協会以外のテコンドー関連の団体の役員、またはそれに類する役職に就任すること。また、その活動を行うこと。
- (2) 社団法人全日本テコンドー協会の東京都以外の支部で正会員、役員、またはそれに類する役職に就任すること。また、その活動を行うこと。
- (3) 公序良俗に反する行為等を行うこと。
- (4) 自己の活動、利益等のためのみに協会の肩書き、権利他を利用すること。
- (5) その他、協会の常任理事会にて禁止した行為等。

(事務局)

第15条 協会の事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局には会長が委嘱する事務局長を置く。
- 3 事務局長は各会議に出席し議事に参加することができる。但し、議決権は有しない。
- 4 事務局の組織及び運営については、理事会の議決を経て会長が別に定める。
- 5 事業推進時上の全ての事務処理は事務局が統括して行うものとする。

## 第5章 会議

(会議)

第16条 協会に次の会議を置く。

- (1) 常任理事会 必要に応じて開催

(2) 理事会 必要に応じて開催

(理事会)

第17条 理事会は理事長が招集し、議長は理事長がこれにあたる。

- 2 理事会は、理事の2分の1以上の出席及び委任状をもって成立する。
- 3 理事会の議題は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(常任理事会)

第18条 常任理事会は理事長が招集し、議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 常任理事会は、常任理事の2分の1以上の出席及び委任状をもって成立する。
- 3 常任理事会の議題は、出席常任理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(付議事項)

第19条 次の事項は常任理事会の審議に付議する。

- (1) 事業計画及び収入支出予算
  - (2) 事業報告及び収入支出決算
  - (3) 規約諸規定の制定及び改廃
  - (4) その他この協会の業務に関する主要事項
- 2 常任理事会への付議事項で常任理事会が成立しない場合は、理事会で決定することができる。但し、この場合は、議決事項について速やかに常任理事全員に報告し、事後承諾を得なければならない。

第20条 次の事項の具体的執行方針は、常任理事会の審議に付議する。

- (1) 事業計画及び収入支出予算
- (2) 事業報告及び収入支出決算
- (3) 規約諸規定の制定及び改廃
- (4) その他会長の付議した事項

第21条 緊急を要する等の理由により、常任理事会に付議することが困難な事項は、理事長の議決権をもって処理することができる。

## 第6章 市区町村協会

第22条 市区町村協会は次の事項を定めなければならない。

- (1) 各市区町村協会は協会長を置き、代表者とする。
- (2) 各市区町村協会において、協会に関わる活動をする団体等は、当該地区市区町村協会の傘下とする。
- (3) 市区町村協会規約はそれぞれの市区町村協会において定める。

## 第7章 専門委員会

(専門委員会)

第23条 協会の業務遂行上必要なときは、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の組織運営に関する規定は、常任理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(資産)

第24条 協会の資産及び会計は次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 事業にともなう収入
- (3) 補助金
- (4) 寄付金
- (5) その他収入

(会計)

第25条 協会の事業遂行に要する経費は会長の指示に基づき、前条に記した資産をもって運用し、事務局長がこれの管理にあたる。

(会計年度)

第26条 この協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第9章 表彰

(表彰)

第27条 表彰に関する規定は、常任理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 第10章 付則

(施行細則)

第28条 この規約の施行について必要な細則は、常任理事会の議決を経て会長が別に定める。

(施行期日)

第29条 この規約は、平成18年9月25日から施行する。

2 この規約の一部変更は平成21年4月1日より施行する。

— 専門委員会規定 —

(細則)

第1条 この規定は、東京都テコンドー協会規約第23条に基づき専門委員会（以下「委員会」という。）を設置し、この委員会に関することを定める。

(名称及び分掌)

第2条 委員会の名称、委員定数及び分掌は別表の通りとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 若干名

- 2 委員長は、理事をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に業務遂行上差支えがあった場合は、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、委員長の推薦により理事会の議決を経て会長が委嘱する。

- 2 学識経験者等を専門委員として委嘱する場合、その人数は各委員会の3分の1を超えてはならない。

(委員及び役員の任期)

第5条 委員及び役員の任期は、2年とする。ただし欠員が生じた場合における補欠の委員及び役員の任期は、前任者の残留期間とする。

(会議)

第6条 委員会は必要に応じ委員長が召集し議長となる。

- 2 委員会の議決は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 会長、副会長及び理事長は、各委員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 委員長は、会議開催の都度議事録を作成し、理事長に報告しなければならない。

(専門部)

第7条 委員会の事業又は業務を遂行するため、委員会の議決を経て、必要な専門部を別途設けることができる。

(補則)

第8条 この規定に定めるものの他、委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附則 この規定は、平成18年9月25日から施行する。

別 表

名	定 数	分 掌
総務委員会	10名以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係文書の收受、発信、保管業務</li> <li>・ 役員名簿、加盟団体名簿、登録等の保管手続きの業務</li> <li>・ 広報業務</li> <li>・ 規約、規則の改正、廃止の業務</li> <li>・ 本協会の予算案作成、決算書作成、報告業務</li> <li>・ 本協会の会計並びに管理業務</li> <li>・ 各行事に関する収納と支払い業務</li> <li>・ 他の委員会の属さない事柄についての業務</li> </ul>
選手強化委員会	10名以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種競技会への選手派遣業務</li> <li>・ 各種合宿の企画、開催、選手派遣に関する業務</li> </ul>
競技委員会	10名以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種競技会の立案、運営、調整業務</li> <li>・ 競技規則に関する業務</li> <li>・ 本協会とその周辺で発生した懲罰事項の調整と処理業務</li> <li>・ 日本国外への競技会参加に関する業務</li> </ul>
審判委員会	15名以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導者の育成と資格認定に関する業務</li> <li>・ 審判者の育成と上部団体の調整に関する業務</li> <li>・ 指導者、審判委員への講習会実施に関する業務</li> <li>・ 競技に関する最新ルール普及に関する業務</li> </ul>
普及・育成委員会	10名以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術講習会、研修会等の立案と運営業務</li> <li>・ 各種競技会のための強化、運営に関する業務</li> <li>・ 競技技術調査、研究、指導に関する業務</li> <li>・ 競技力向上に関する業務</li> <li>・ 教室、道場設営に関する業務</li> <li>・ テコンドーの健全な普及並びに啓蒙に関する業務</li> </ul>

— 会計規定 —

(目的)

第1条 この規定は、規約第25条に基づき東京都テコンドー協会（以下「協会」という。）に係わる会計の基準を定め、会計の適正かつ公正を期することにより、本会の事業が円滑に達成することを目的とする。

(会計処理の基準)

第2条 本会の会計に関しては、規約に定めのあるもののほかに、この規定の定めるところによる。

(会計区分)

第3条 本会の会計は、一般会計と特別会計に区分して整理するものとする。

(会計事務の範囲)

第4条 この規定において、会計事務とは、次の事項をいう。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関すること。
- (3) 証拠書類の整理及び保管に関すること。
- (4) 金銭の収支及び資金の調達に関すること。
- (5) 物品等の保管に関すること。

(予算の基準)

第5条 本会の予算は、各会計毎に編成して事業の円滑な運営を計るものとする。

(補正予算)

第6条 会長は、予算の調整後に生じた事由により、既定の予算に変更を加える必要が生じたときは、補正予算を編成しなければならない。

(会計責任者)

第7条 会長は、事務担当の中から会計責任者を任命する。

(帳簿等)

第8条 会計責任者は、各会計毎に、次に掲げる会計帳簿等を備え、発生した全ての記帳事由を記入しなければならない。

- (1) 現金出納簿
- (2) 預金通帳
- (3) 出納（収入、支出）命令書
- (4) 消耗品受払簿
- (5) 備品管理簿



## (6) その他必要記帳簿類

### (収入の方法)

第9条 金銭の収納に関しては、収入証拠となる書類と照合した後に、収入命令書により収納するものとする。

- 2 収入した現金は、速やかに金融機関に預け入れなければならない。
- 3 やむを得ない事由により、前項の既定により難しい場合は、会長の指示に従わなければならない。

### (支出の方法)

第10条 金銭の支払いに際しては、支出の証拠となる書類と照合した後に、支出命令書により、債権者へ支払わなければならない。

- 2 資金前渡により、支払の必要がある経費については、これを行うことができる。
- 3 前項の既定による支払いを受けた者は、金額確定したとき速やかに精算しなければならない。

### (帳簿等の確認)

第11条 会長は、四半期毎に、預金通帳及び帳簿等を点検し、適正な事務処理を確認しなければならない。

### (資金の借入等)

第12条 本会の運営に必要な資金の借入及び返済は、全て会長が行うものとする。

- 2 借入金の限度額については、理事会で承認された額の範囲内でなければならない。

### (決算)

第13条 会計責任者は、毎会計年度末日において、決算調整し、収支決算所を作成しなければならない。

- 2 会長は、決算書等を監事の審査に付さなければならない。
- 3 会長は、前項の規定により決算書に監事の意見を付して、理事会で承認を得なければならない。

### (物品の保管)

第14条 会長は、物品等の管理を適正に行うため、消耗品受払簿、物品管理簿を備え管理しなければならない。

### (受贈)

第15条 本会は、金銭及び物品の受贈(寄付)するときは、会長の承認を得なければならない。

### (事務の引継)

第16条 会計責任者に異動が生じた場合は、速やかに会計簿に関する一切の書類を添えて後任

者に引き継がなければならない。

(帳簿等の保存)

第17条 会計に係わる諸帳簿及び証拠書類の保存年限は5年とする。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

附則 この規定は、平成18年9月25日から施行する。

## — 表彰規定 —

(目的)

第1条 この規定は、東京都テコンドー協会（以下「協会」という。）の振興に尽力し、顕著な功績があった者及び団体の表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、功労者表彰及び善行表彰とする。

(功労者表彰)

第3条 功労者表彰は、次の各号に該当する者及び団体に対し、その功績を表彰する。

- (1) 協会の発展、振興に尽力し、その業績が顕著な者
- (2) 個人又は団体に本協会の運営に協力し、その功績が顕著な者及び団体
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が表彰することが適正と認める者

(善行表彰)

第4条 善行表彰は次の各号に該当する者及び団体に対し、その善行を表彰する。

- (1) 善行、美徳の行為があり、協会の模範となる者及び団体
- (2) 多額の寄付をした者及び団体
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が表彰することが適正と認める者及び団体

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状に記念品を添えて行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、会長の承認を得てその都度行うものとする。

(表彰者名簿等)

第7条 表彰者の氏名及び団体の名称は、実績その他必要事項とともに功績者及び善行者名

簿に記録し、保存するものとする。

(追彰)

第8条 この規定により被表彰者となった者が、表彰の日以前に死亡したときは、追彰することができる。この場合において、表彰状等は遺族に贈与する。

(審査委員会の設置等)

第9条 表彰に関し、その適正を期するため、表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は必要の都度会長が任命し、審議が終了したときは、解任されたものとする。
- 3 委員会に委員長を置く。
- 4 委員長は委員の互選による。
- 5 委員長は表彰結果を会長に報告するものとする。

(補則)

第10条 この規定に定めるもののほか、表彰及びこの規定の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

施行期日 この規定は、平成18年9月25日から施行する。